

第2次愛荘町男女共同参画推進計画（案）に対する パブリックコメントと町の考え方について

貴重なご意見・ご提案をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見・ご提案の内容に対する本町の考え方について、お知らせいたします。

- 1 意見募集期間 令和元年8月1日から令和元年8月20日
- 2 意見提出者 1名

No.	意見概要	町の考え方
1	<p>自治基本条例第12条第2項において、企画立案、実行、評価の各段階において住民と行政の協働を義務付けている。本計画（案）の作成過程において同条が適切に行われているかの検証が先んじて必要である。</p> <p>同じく、自治基本条例で、情報は公開ではなく共有、参画ではなく協働と定めており、言葉の訂正が必要である。</p>	<p>第2次愛荘町男女共同参画推進計画（案）（以下、「本計画（案）」という。）の作成に当たっては、平成30年6月に公募委員を含み有識者で構成される男女共同参画推進計画策定懇話会へ諮問し、9回の懇話会で議論を重ね、本計画（案）としてまとめていただきました。また、本計画（案）第2章にも掲載しているとおり、町民2,000名の他、町内中学校2年生、企業、および団体を対象に幅広くアンケート調査を実施したことに加え、本計画（案）に対するパブリックコメントを実施するなど、広く住民の皆様のご意見を伺いました。</p> <p>また、本計画（案）は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項において、市町村が定めるように努めなければならないと規定される市町村男女共同参画計画として策定するものであり、本計画（案）の名称も係る法律の規定を踏まえ定めたものです。</p>